

## 共同住宅等の上水道給水に関する協定書

岸和田市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、乙が岸和田市 町 に建設する建築物への給水に関し、岸和田市上水道事業給水条例施行規程第22条及び共同住宅等における水道料金の事務取扱要綱の規定の適用を受けようとする場合、共同住宅等の特例料金計算の適用申請書を様式1により、誓約書を様式2により甲に提出し、次のとおり協定を締結し、信義に基づき、誠実に履行するものとする。

（メーターの選択と費用負担）

第1条 乙が建設する建築物に設置する各戸メーター（以下「子メーター」という。）は、共同住宅等における水道料金の事務取扱要綱第4条第1号の規定に基づき【直読・遠隔】式メーターとし、その費用は乙の負担とする。

2 前項の子メーターは、水栓のある箇所に必ず設置するものとする。

（責任の分担範囲）

第2条 甲の維持管理する給水装置は、甲が設置するメーター（以下「親メーター」という。）までとし、それ以降の給水装置の維持管理及び保守は、乙又は当該給水装置の使用者（以下「使用者」という。）の責任において行い、その費用は、乙又は使用者の負担とする。

（メーターの譲渡及び検定満期による取替え又は修理）

第3条 子メーターは、設置後、市に無償譲渡するものとし、以後市の費用負担で、検定満期の取替え及び故障等による修理又は取替えを行うものとする。

（オートロック解錠方法届の提出）

第4条 オートロック式の共同住宅の場合は、検針及び取替え等の業務に支障がないように施錠装置の解錠方法を様式3により岸和田市長に届け出ること。また、解錠方法に変更があった場合は速やかに届け出ること。

（遠隔式メーターを選択した場合）

第5条 遠隔集中検針盤及びその付帯設備の保守・点検並びに取替えは乙の費用負担とする。

2 遠隔集中検針盤の取替えは設置日より16年ごとに行うものとする。

（貯水槽の清掃義務）

第6条 貯水槽方式の場合は、貯水槽以降の流末給水設備の維持管理、水質保全、適正水圧の確保及び貯水槽等の清掃については関係法令に基づき、すべて乙又は使用者の責任において行うものとする。清掃を行う際には、様式4により事前に届け出るものとする。

2 前項の貯水槽等の清掃に使用した水量は、様式5により届け出るものとし、その使用料金は岸和田市上水道事業給水条例第24条別表第1に定める臨時用の料金により算定するものとする。

(子メーターの開閉栓)

第7条 子メーターの開閉栓の届出は、乙又は使用者が行うものとし、開閉栓業務は、甲が行う。  
2 使用者が当該施設に入居し、水道の使用を開始するときの子メーターの指示数は、新設の場合は甲が確認した指示数とし、既設の場合は前使用者が水道の使用を中止したときの指示数とする。

(水道料金及び下水道使用料の算定及び納入)

第8条 各戸の水道料金及び下水道使用料の算定は、子メーターを計量した水量で算出するものとする。ただし、子メーターの合計使用水量と、親メーターの使用水量の差が10%を越える場合は、その越える部分について甲が定める算式により算出した水道料金を乙又は使用者が納入するものとする。この場合において第6条第2項に規定する貯水槽の清掃に使用した水量は差し引くものとする。  
2 子メーターの計量不能又は給水設備の漏水等による水量の認定は、甲が行うものとする。

(権利・義務の承継)

第9条 乙又は所有者は、当該給水装置を売買等によりその所有権が移転する場合、またはその他の理由により事実上所有者が変更する場合は、甲に届出するものとする。  
2 この協定書記載事項は、承継者に引継いだものとし、このときをもって承継者は、この協定書に記載する義務と責任を負うものとする。

(協定書の周知徹底)

第10条 乙は、当該給水装置の各使用者に対し、この協定書の内容を周知するものとする。

(双方協議の原則)

第11条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定書締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岸和田市岸城町7番1号  
岸和田市長 永野 耕平 ㊟  
(上下水道局料金課取扱い)

乙 住所  
氏名 実印